

令和5年6月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和4年(ネ)第10106号 損害賠償請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和2年(ワ)第3931号)

口頭弁論終結日 令和5年4月24日

判 決

名古屋市中区三の丸1丁目6番1号

控訴人兼被控訴人

株式会社中日新聞社

(以下「1審原告」という。)

同代表者代表取締役

大 島 宇 一 郎

同訴訟代理人弁護士



東京都台東区台東4丁目25番7号

被控訴人兼控訴人

首都圏新都市鉄道株式会社

(以下「1審被告」という。)

同代表者代表取締役

柚 木 浩 一

同訴訟代理人弁護士



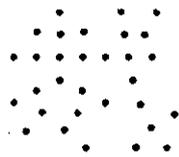
主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

- (1) 1審被告は、1審原告に対し、133万4000円及び別紙1-1  
認容額一覧表の「認容額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金起算  
日」欄記載の各日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 1審原告のその余の請求(予備的請求を含む。)をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを20分し、その19を1審原告の負担とし、その余を1審被告の負担とする。

3 この判決の第1項(1)は、仮に執行することができる。



## 事 実 及 び 理 由

### 第 1 当事者の求めた裁判

#### 1 1 審原告

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 主位的請求

1 審被告は、1 審原告に対し、4 2 3 9 万 4 5 9 0 円及び別紙 2 損害金計算書の「損害金額」欄記載の各金員に対する「年月日」欄記載の各日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(3) 予備的請求

1 審被告は、1 審原告に対し、3 3 3 2 万 5 4 7 0 円及びうち 2 7 7 7 万 1 2 2 5 円に対する別紙 3 損害金計算書の「損害金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金起算日」欄記載の各日から、うち 5 5 5 万 4 2 4 5 円に対する平成 3 1 年 4 月 1 7 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

#### 2 1 審被告

(1) 原判決中 1 審被告敗訴部分を取り消す。

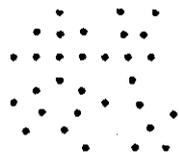
(2) 前項の取消しに係る部分を棄却する。

(3) 1 審原告の予備的請求を棄却する。

### 第 2 事案の概要（略称は、特に断りのない限り、原判決に従う。）

#### 1 事案の要旨

本件は、日刊紙「東京新聞」（以下「東京新聞」という。）を発行する 1 審原告が、1 審被告に対し、1 審被告の従業員が東京新聞に掲載された新聞記事の画像データを作成して 1 審被告の社内イントラネット（以下「本件イントラネット」という。）の電子掲示板用の記録媒体に記録した行為が、1 審原告の著作物である上記新聞記事に係る著作権（複製権、公衆送信権）の侵害に当たる旨主張して、民法 7 0 9 条又は 7 1 5 条 1 項に基づき、損害賠償として 4 2



39万4590円及び別紙2損害金計算書の「損害金額」欄記載の各金員に対する「年月日」欄記載の各日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

5 原判決は、1審原告の請求について、1審被告に対し、192万3000円及びうち137万4000円に対する平成30年4月1日から、うち原判決別紙損害金計算表の「損害額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金起算日」欄記載の各日から、うち15万円に対する平成31年4月17日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。

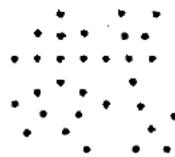
10 1審原告及び1審被告は、それぞれ、原判決中敗訴部分を不服として控訴した。また、1審原告は、当審において、予備的に、3332万5470円及びうち2777万1225円に対する別紙3損害金計算表の「損害金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金起算日」欄記載の各日から、うち555万4245円に対する平成31年4月17日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を請求する旨の訴えの変更をした。

15 2 前提事実（証拠の摘示のない事実は、争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実である。）

20 以下のとおり訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の2記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁16行目末尾に「1審原告は、首都圏において、東京新聞を発行している。」を、同頁18行目末尾に「1審被告は、平成17年8月24日、鉄道路線「つくばエクスプレス」を開業し、運営している。」を加える。

25 (2) 原判決2頁20行目の「新聞」を「東京新聞」と、同頁22行目から23行目にかけての「社内イントラネット（以下「本件イントラネット」とい



う。)」を「本件イントラネット」と改める。

- (3) 原判決3頁4行目及び7行目の各「イントラネット」をいずれも「本件イントラネット」と、同頁15行目の「別紙」を「原判決別紙」と、同頁17行目の「という。)」を「という。甲9、10、乙1、4)」と改め、同頁18行目から19行目までを削る。

### 3 争点

- (1) 本件イントラネットに掲載された1審原告発行の新聞記事の数量及びその著作物性（争点1）
- (2) 1審原告の損害額（争点2）
- (3) 消滅時効の成否（争点3）

### 4 争点に関する当事者の主張

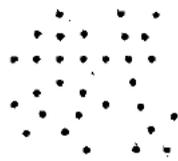
- (1) 争点1（本件イントラネットに掲載された1審原告発行の新聞記事の数量及びその著作物性）について

以下のとおり訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の3(1)記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決3頁23行目の冒頭に「ア」を加える。

イ 原判決4頁13行目の「回答していること」の次に「(甲19、28)」を加え、同頁14行末尾に行を改めて次のとおり加える。

「イ これに対し、原判決は、1審被告の■■■■の陳述書（乙15）記載の陳述及びそれに沿った証人尋問における供述をそのまま採用し、1審原告と1審被告が紛争状態になる前にされた新聞社6社との面談時（6社面談）の■■■■の説明につき、広報課長である■■■■が、本件イントラネットへの掲載記事数について平成30年以前についても大きく増減していないと思うといった趣旨の発言をしたとしても（甲6）、これは、本件イントラネットに掲載された記事数を調査の上で平成30年度より前の年度も平成30年度と同じ数の記事が掲載されたこと



を発言したのではなく、過去に本件イントラネットに掲載された記事のうち1審原告が著作権を有する記事の割合が明らかではないなどの上記に述べた事情に照らせば、権利侵害の件数についての認定（合計458本）を覆すに足りる事情とはいえない旨判示した。

しかしながら、6社面談時の■■■■の説明内容を排斥し、それと真っ向から矛盾する■■■■の陳述及び供述を採用した原判決の事実認定は、採証法則に違反するものであるから、誤りである。」

ウ 原判決5頁11行目末尾に行を改めて「したがって、1審原告の主張は理由がない。」を加える。

(2) 争点2（1審原告の損害額）

以下のとおり訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の3(2)記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決5頁13行目末尾に行を改めて次のとおり改める。

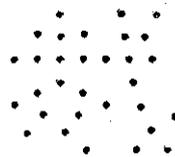
「ア 主位的請求関係

(ア) 1審被告は、故意又は過失により、1審被告の従業員が東京新聞に掲載された新聞記事の画像データを作成して本件イントラネットの電子掲示板用の記録媒体に記録することによって、1審原告の著作物である上記新聞記事に係る著作権（複製権、公衆送信権）を侵害したものであるから、民法709条又は715条1項に基づき、上記侵害行為により1審原告が被った損害を賠償すべき義務を負う。」

イ 原判決5頁14行目冒頭の「ア」を削り、7頁13行目の「イ」を「(イ)」と、同頁21行目の「ウ」を「(ウ)」と改める。

ウ 原判決8頁1行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「(エ) 原判決は、著作権法114条3項に規定する1審原告が著作権の行使につき受けるべき金銭の額は、本件個別規定に基づいて算



定するのではなく、掲載された1審原告の記事1本について掲載期間にかかわらず3000円として算定するのが相当である旨判断した。

しかしながら、著作権法114条3項の規定は、平成12年改正法により、「著作権…の行使につき通常受けるべき金銭の額」から「著作権…の行使につき受けるべき金銭の額」に改正され、従前の規定から「通常」の文言を削除し、裁判所が一般的相場に拘束されることなく、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した適切な使用料相当額を算定することができる旨を明らかにしたものであるところ、原判決の上記判断は、著作権法114条3項の改正の立法趣旨に反するものであるから、誤りである。

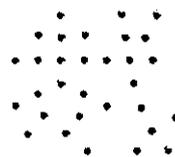
イ 予備的請求関係

(ア) 著作権法114条3項に基づく損害額

a 仮に平成17年9月1日から平成30年3月31日までの間の掲載記事の数量につき、本件保管記事の数量をもとにして本件イントラネットへの掲載記事の総数量を推認するという原判決の採用した認定手法によるとした場合の損害額は、次のとおりである。

平成17年度から平成27年度の各年度については、本件保管記事のうちの1審原告が著作権を有する新聞記事の5倍、平成28年度及び平成29年度の各年度については8倍の各数量の記事が本件イントラネットに掲載されたと推認すべきであるから、上記期間に本件イントラネットに掲載された記事の総数量は1260本と推認される。

また、平成30年度においては、前年度までに掲載されたと推認される上記1260本につき、改めて1年分の使用料相当損害



金が発生する。

そして、損害の算定に用いるべき本件個別規定（甲8）記載の金額は、1年間の使用に係る使用料であるから、1年を超えて無断使用が継続されている場合には、各新聞記事につき、使用開始後1年経過時に再び1年分の使用料相当損害金が発生し、以降も同様に1年ごとに上記使用料相当損害金が発生する。

以上によれば、平成17年9月1日から平成31年4月16日までの間の著作権法114条3項に基づく使用料相当損害額は、別紙3損害金計算表のとおり、合計2777万1225円となる。

b この点に関し、1審被告は、原判決が、本件イントラネットに掲載された個々の記事を特定することなく推認する方法で、侵害数量を認定したことは誤りである旨主張する。

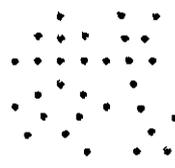
しかしながら、被侵害著作物の個別の特定が必要であるとする1審被告の上記主張は、知財高裁平成28年10月19日判決（同年（ネ）第10041号。甲21の1）において明確に排斥されており、判例の立場に反するものであるから、失当である。

(イ) 弁護士費用相当損害金

本件事案の性質及び内容に照らし、1審被告の不法行為と相当因果関係がある弁護士費用相当額は、前記(ア)の使用料相当損害額の2割である555万4245円を下回ることがない。

ウ 小括

よって、1審原告は、1審被告に対し、著作権侵害の不法行為（民法709条又は同法715条1項）に基づく損害賠償として、主位的に、4239万4590円及び別紙2損害金計算書の「損害金額」欄記載の各金員に対する「年月日」欄記載の各日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的



に、3332万5470円及びうち2777万1225円に対する別紙3損害金計算表の「損害金額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金起算日」欄記載の各日から、うち555万4245円に対する平成31年4月17日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。」

エ 原判決8頁2行目末尾に行を改めて「ア 主位的請求関係」を加え、同頁4行目末尾に次のとおり加える。

「また、1審被告は、本件イントラネットに1審原告が発行する東京新聞の記事を掲載する際、当該記事は「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」（著作権法10条2項）であり、著作物に該当しないと信じていたから、1審被告には、著作権侵害について過失はない。」

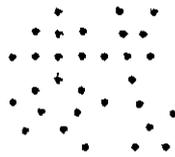
オ 原判決8頁5行目の「また、」を「次に、」と、同頁11行目の「これを」を「本件個別規定（甲8）が合理性を有すること」と、同頁15行目の「本件包括規定」を「本件包括規定（甲11）」と改める。

カ 原判決9頁1行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「イ 予備的請求関係

本件で問題となる不法行為は、あくまでも1審被告が本件イントラネットに掲載した個々の記事の不法行為であり、個々の記事を特定することが不法行為責任を論ずる大前提であり、その上で、それら個々の記事についての著作物性、損害の有無及び損害額が争点となるはずであるにもかかわらず、原判決が、本件イントラネットに掲載された個々の記事を特定することなく推認する方法で、458本の記事の著作権侵害を認定したことは誤りである。したがって、原判決の認定手法を前提とする1審原告の予備的主張は、失当である。

また、1審原告が本件保管記事の数量を5倍ないし8倍にして新たに掲載された記事数を算定する手法には合理的根拠がない。



さらに、本件イントラネットに掲載していた記事は、日刊紙に掲載された記事であり、その時々の上社会的な出来事に関する記事、つまり時事に関する記事である。1審被告広報課ではこの時事に関する記事（例えば、鉄道事故の記事）をリアルタイムに社内で共有する目的で本件イントラネットに掲載したのであり、これら記事の内容や性質に照らし、この記事を社員が閲覧したとしても、閲覧した時期は、本件イントラネットに記事が掲載された当日から1週間以内がほとんどであり（全体アクセス数の9割以上）、記事掲載後1か月程度で閲覧を終えていたのが通常である。このような閲覧状況に鑑みれば、仮に1審原告の使用料規定を著作権法114条3項に適用し得るとしても、そこでは掲載期間1年のものを1回利用した場合の使用料を基準とし得るとどまり、1審原告主張の累積加算は認められない。」

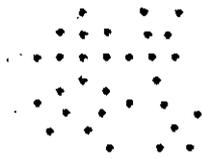
### (3) 争点3（消滅時効の成否）

#### （1審被告の主張）

ア. 1審原告は、平成27年5月27日頃、1審被告が、1審原告が発行する東京新聞に掲載された記事を含む新聞各社が発行する新聞に掲載された記事を本件イントラネットに掲載していることを認識していた（甲3、4）。

そうすると、1審被告の1審原告に対する本件著作権の侵害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権のうち、本件訴訟の提起時点（令和2年2月17日）で、同日を遡ること3年を超える部分は、1審原告が損害及び加害者を知った時から、3年の消滅時効期間が経過していたから、改正前民法724条前段所定の消滅時効が完成していた。

イ 1審被告は、令和5年3月6日の当審第1回口頭弁論期日において、1審原告に対し、1審原告の1審被告に対する本件訴訟の提起日を遡ること3年を超える部分に係る前記アの不法行為に基づく損害賠償請求権に



ついて、消滅時効を援用した。

(1 審原告の主張)

1 審原告が本件イントラネットの掲載情報を表示したモニターの画像  
(甲 3、4) を入手したのは平成 31 年 4 月 24 日であり、同日より前に  
5 本件著作権の侵害に係る「損害」及び「加害者」を知っていたとはいえない  
から、本件訴訟提起の時点では、1 審原告の 1 審被告に対する本件著作  
権の侵害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効が完成してい  
なかつた。

したがって、1 審被告の主張は理由がない。

10 第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (本件イントラネットに掲載された 1 審原告発行の新聞記事の数量  
及びその著作物性) について

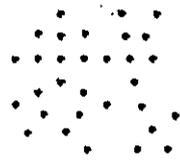
以下のとおり訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の第 3 の 1 記載のと  
おりであるから、これを引用する。

15 (1) 原判決 9 頁 4 行目から 7 行目までを「(1) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 3  
1 年 4 月 16 日までの間に係る掲載について」と改め、同頁 8 行目の「ア」  
の次に「1 審被告が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 16 日までの間  
に本件イントラネットの掲示板に原告が発行した東京新聞に係る平成 30 年  
度掲載記事 (合計 133 本。乙 1、4、甲 9、10) を掲載したことは、前  
20 記第 2 の 2(3)のとおりである。」を加える。

(2) 原判決 9 頁 10 行目の「しかしながら」を「そこで検討するに」と改め、  
同頁 19 行目の「したがって」から 20 行目末尾までを次のとおり改める。

「これらの点において、平成 30 年度掲載記事は、各記事の作成者の個性が  
表れており、いずれも作成者の思想又は感情が創作的に表現されたもの  
25 と認められるから、著作物に該当するものと認められる。

これに対し、1 審被告は、平成 30 年度掲載記事は、「事実の伝達にす



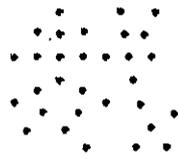
ぎない雑報及び時事の報道」(著作権法10条2項)であり、著作物に該当しない旨主張する。

しかしながら、上記認定のとおり、平成30年度掲載記事(甲9、10、乙1、4)は、事故に関する記事や、新しい機器やシステムの導入、物品販売、施策の紹介、イベントや企画の紹介、事業等に関する計画、駅の名義、列車接近メロディー、制服の変更等の出来事に関する記事であるところ、そのうち、事故に関する記事については、相当量の情報について、読者に分かりやすく伝わるよう、順序等を整えて記載されるなど表現上の工夫をし、それ以外の記事については、いずれも、当該記事のテーマに関する直接的な事実関係に加えて、当該テーマに関連する相当数の事項を適宜の順序、形式で記事に組み合わせたり、関係者のインタビューや供述等を、適宜、取捨選択したり要約するなどの表現上の工夫をして記事を作成していることが認められ、各記事の作成者の個性が表れており、いずれも作成者の思想又は感情が創作的に表現されたものと認められるものであり、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」であるということとはできない。また、著作物といえるための創作性の程度については、高度な芸術性や独創性まで要するものではなく、作成者の何らかの個性が発揮されていれば足り、報道を目的とする新聞記事であるからといって、そのような意味での創作性を有し得ないということにはならない。

したがって、1審被告の上記主張は採用することができない。その他1審被告は、平成30年度掲載記事が著作物に該当しない理由を縷々指摘するが、いずれも採用することができない。」

(3) 原判決9頁末行から10頁4行目までを次のとおり改める。

「そして、1審被告が平成30年度掲載記事の画像データを作成して1審被告の社内イントラネットである本件イントラネットの電子掲示板用の



記録媒体に記録した行為は、平成30年度掲載記事を本件イントラネットに接続した者の求めに応じて送信を行い、閲覧することを可能化したものであるから、1審原告の著作物である平成30年度掲載記事に係る著作権（複製権、公衆送信権）の侵害に当たるものと認められる。」

5 (4) 原判決10頁5行目を「(2) 平成17年9月1日から平成30年3月31日までの間に係る掲載について」と、同頁12行目の「など」を「(乙21) など」と、同頁13行目、16行目、17行目、22行目、25行目の各「保存」をいずれも「保管」と改め、同頁16行目から17行目にかけての「ある。」の次に「乙10、14」を、同頁21行目の「ある。」の次に「例  
10 えば、乙14の「155」の記事」を加える。

(5) 原判決11頁3行目の「ということがある。」の次に「乙10、14」を、同頁9行目の「有無及び数」の次に「について検討する。」を加え、同頁10行目の「平成23年度」を「平成24年度」と改め、同頁19行目から25行目までを次のとおり改める。

15 「他方で、枠付き記事が存在する平成24年度以降の本件保管記事のうち、枠付き記事以外の記事については、本件イントラネットに掲載されたことを認めるに足りる証拠はない。」

(6) 原判決11頁末行から12頁12行目末尾までを次のとおり改める。

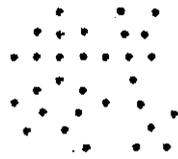
20 「エ 平成17年度から平成23年度までの本件保管記事については、本件イントラネットに掲載されたことを認めるに足りる証拠はない。」

(7) 原判決12頁13行目から14行目を次のとおり改める。

「オ 本件フォルダに保管された記事以外の記事について、本件イントラネットへの掲載の有無について検討する。」

25 (8) 原判決12頁18行目の「有無やその数を」を「有無、数量及びその内容を」と改め、同頁20行目から15頁14行目までを次のとおり改める。

「カ 以上によれば、平成17年9月1日から平成30年3月31日までの



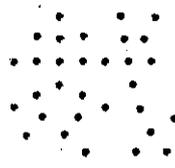
5 間において、枠付き記事以外に、本件イントラネットに1審原告が発行した東京新聞の記事が掲載されたこと及びその内容を認めるに足りる証拠はなく、また、仮に東京新聞の記事が掲載された可能性があるとしても、その内容を確認することができないから、当該記事が著作物に該当することを認めることはできない。

10 これに対し、1審原告は、過去の著作権侵害行為を原因とする損害賠償請求をするに当たっては、被侵害著作物を個別に特定する必要はなく、このことは、判例の立場（知財高裁平成28年10月19日判決（同年（ネ）第10041号））であるとして、著作権が侵害されたとする新聞記事の内容を具体的に特定しないまま、1審被告が、平成17年9月1日から平成30年3月31日までの間に、毎月約11本の新聞記事を本件イントラネットに掲載していた旨主張する。

15 しかしながら、新聞記事においては、訃報や人事異動等の事実をそのまま掲載するものから、主題を設定して新聞社としての意見を述べる社説まで様々なものがあって、記載する事項の選択や記事の展開の仕方、文章表現の方法等において記者の個性を反映させる余地があるとしても、新聞記事であることのみから当然に著作物であるということとはできない。

20 また、新聞記事の中には、通信社や企業等から提供された情報や文章をそのまま掲載するものや、第三者から寄稿されたものもあり、当該記事を掲載した新聞の発行者が当然にその著作権を有するということができない。

25 さらに、1審原告が指摘する裁判例は、著作権等管理事業者であるJASRACが、その管理する著作物である楽曲を許諾なくライブ会場で演奏する者に対して著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案であり、上記裁判例は、本件とは、著作物の種類が異なるなど事案を異にするというべきであり、本件に適切でない。



したがって、1審原告の上記主張は採用することができない。

他に上記認定を左右するに足りる証拠はない。」

(9) 原判決15頁15行目から22行目までを削る。

2 争点2（1審原告の損害額）について

5 以下のとおり訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の2記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決15頁23行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

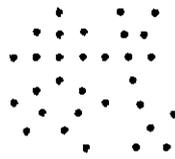
「(1) 前記前提事実（前記第2の2）及び前記2の認定事実を総合すれば、  
1審被告の従業員が東京新聞に掲載された新聞記事の画像データを作成  
10 して本件イントラネットの電子掲示板用の記録媒体に記録することによ  
って、1審原告の著作物である上記新聞記事に係る著作権（複製権、公  
衆送信権）を侵害したものであり、この点について、1審被告において、  
少なくとも過失があると認められる。これに反する1審被告の主張は採  
用することができない。

15 したがって、1審被告は、民法709条に基づき、上記侵害行為によ  
り1審原告が被った損害を賠償すべき義務を負うものと認められる。」

(2) 原判決15頁24行目の「(1)」を「(2)」と、17頁4行目の「(2)」を「(3)」  
と改める。

(3) 原判決17頁17行目の「これらの事実に加え」から同頁21行目までを  
20 次のとおり改める。

「以上の事情に加え、1審被告による侵害態様、著作権法114条3項の規  
定する額は著作権侵害があったことを前提に事後的に定められる額である  
こと等を総合的に考慮すると、本件イントラネットに掲載された新聞記事  
について、1審原告が著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する  
25 額は、それぞれの記事の掲載の時期及び期間にかかわらず、掲載された記  
事1本当たり5000円とするのが相当である。



これに反する1審原告及び1審被告の主張はいずれも採用することができない。」

(4) 原判決18頁6行目から15行目までを次のとおり改める。

「(4) 前記1の認定事実によれば、1審被告が本件イントラネットに掲載して1審原告の著作権を侵害した新聞記事の数量は、合計232本と認められ、その内訳を期間ごとに整理すると、別紙1-2認容額内訳表の「掲載本数」欄に各記載のとおりとなる。

したがって、「期間等」欄記載の期間に生じた1審原告の損害の額は、それぞれ「認容額」欄に各記載のとおりとなり、全期間を通算すると、合計116万円となる。

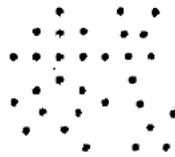
遅延損害金については、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に発生した損害については、その損害が発生した日の属する年度の末日の翌日（翌年4月1日）を起算日とし、平成30年4月1日から平成31年4月16日までの間に発生した損害については、その損害が発生した日の属する月の末日の翌日（翌月1日。ただし、平成31年4月に発生した損害については同月17日とする。）と認めるのが相当である。」

(5) 原判決18頁16行目を次のとおり改める。

「(5) 本件事案の性質・内容、本件の認容額、原審及び当審の審理経過等諸般の事情を斟酌すると、1審被告の著作権の侵害による不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当額は、別紙1-2認容額内訳表の「弁護士費用相当額」欄記載のとおり、17万4000円と認めるのが相当である。」

3 争点3（消滅時効の成否）について

1審被告は、1審原告は、平成27年5月27日頃、1審被告が、1審原告が発行する東京新聞に掲載された記事を含む新聞各社が発行する新聞に掲載さ



5  
れた記事を本件イントラネットに掲載していることを認識していたから、1審被告の1審原告に対する本件著作権の侵害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権のうち、本件訴訟の提起時点（令和2年2月17日）で、同日を遡ること3年を超える部分は、1審原告が損害及び加害者を知った時から、3年の消滅時効期間が経過し、消滅時効が完成していた旨主張する。

しかしながら、本件イントラネットの掲載情報を表示したモニターの画像（甲3、4）には、平成27年5月27日との日付の記載があるが、1審原告が上記画像を同日に入手したことを認めるに足りる証拠はない。他に1審原告が平成27年5月27日頃本件著作権の侵害に係る「損害」及び「加害者」を知っていたことを認めるに足りる証拠はない。

10  
そうすると、本件訴訟提起の時点では、1審原告の1審被告に対する本件著作権の侵害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効が完成していたものとは認められないから、1審被告の上記主張は理由がない。

#### 15 第4 結論

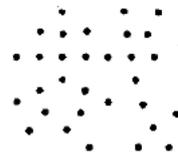
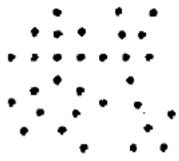
以上によれば、1審原告の請求（予備的請求を含む。）は、1審被告に対し、133万4000円及びこれに対する別紙1-1認容額一覧表の「認容額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから棄却すべきである。

20  
したがって、原判決は一部不当であるから、原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第1部

25  
裁判長裁判官





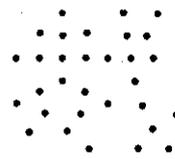
5

裁判官



裁判官

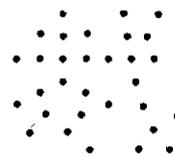




別紙 1 - 1

認容額一覧表

期間等	認容額	遅延損害金起算日
平成24年4月1日～平成25年3月31日	25,000	平成25年4月1日
平成25年4月1日～平成26年3月31日	45,000	平成26年4月1日
平成26年4月1日～平成27年3月31日	75,000	平成27年4月1日
平成27年4月1日～平成28年3月31日	90,000	平成28年4月1日
平成28年4月1日～平成29年3月31日	180,000	平成29年4月1日
平成29年4月1日～平成30年3月31日	80,000	平成30年4月1日
平成30年4月1日～平成30年4月30日	50,000	平成30年5月1日
平成30年5月1日～平成30年5月31日	80,000	平成30年6月1日
平成30年6月1日～平成30年6月30日	40,000	平成30年7月1日
平成30年7月1日～平成30年7月31日	35,000	平成30年8月1日
平成30年8月1日～平成30年8月31日	40,000	平成30年9月1日
平成30年9月1日～平成30年9月30日	15,000	平成30年10月1日
平成30年10月1日～平成30年10月31日	60,000	平成30年11月1日
平成30年11月1日～平成30年11月30日	65,000	平成30年12月1日
平成30年12月1日～平成30年12月31日	50,000	平成31年1月1日
平成31年1月1日～平成31年1月31日	100,000	平成31年2月1日
平成31年2月1日～平成31年2月28日	50,000	平成31年3月1日
平成31年3月1日～平成31年3月31日	70,000	平成31年4月1日
平成31年4月1日～平成31年4月16日	10,000	平成31年4月17日
弁護士費用相当額	174,000	平成31年4月17日
合計	1,334,000	



別紙1-2

認容額内訳表

期間等	掲載本数	認容額
平成24年4月1日～平成25年3月31日	5	25,000
平成25年4月1日～平成26年3月31日	9	45,000
平成26年4月1日～平成27年3月31日	15	75,000
平成27年4月1日～平成28年3月31日	18	90,000
平成28年4月1日～平成29年3月31日	36	180,000
平成29年4月1日～平成30年3月31日	16	80,000
平成30年4月1日～平成30年4月30日	10	50,000
平成30年5月1日～平成30年5月31日	16	80,000
平成30年6月1日～平成30年6月30日	8	40,000
平成30年7月1日～平成30年7月31日	7	35,000
平成30年8月1日～平成30年8月31日	8	40,000
平成30年9月1日～平成30年9月30日	3	15,000
平成30年10月1日～平成30年10月31日	12	60,000
平成30年11月1日～平成30年11月30日	13	65,000
平成30年12月1日～平成30年12月31日	10	50,000
平成31年1月1日～平成31年1月31日	20	100,000
平成31年2月1日～平成31年2月28日	10	50,000
平成31年3月1日～平成31年3月31日	14	70,000
平成31年4月1日～平成31年4月16日	2	10,000
全期間計	232	1,160,000
弁護士費用相当額		174,000
合計		1,334,000

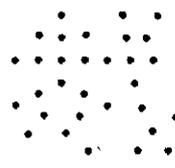
別紙 2

損害金計算書

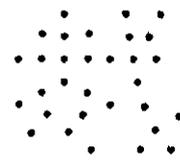
「年月日」欄平成 17 年 10 月 1 日の「損害金額」欄 28,875 円は平成 17 年 9 月分の損害金元本である。平成 17 年 11 月 1 日以降も、前月分の損害金元本を記載する。損害金額（月額）の当月分が翌月 1 日から遅滞するものとする（平成 31 年 4 月分を除く。）。

1 円未満切捨。遅延損害金の計算は閏年を 366 日とする。

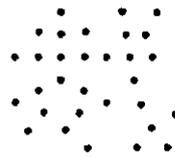
	年月日	損害金額	利率	日数	遅延損害金	未払 遅延損害金	残元本	元本+ 遅延損害金	内訳
1	H17.10.1	28,875	0.05				28,875	28,875	H17.9月掲載分
2	H17.11.1	28,875	0.05	32	126	126	57,750	57,876	H17.10月掲載分
3	H17.12.1	28,875	0.05	30	237	363	86,625	86,988	H17.11月掲載分
4	H18.1.1	28,875	0.05	31	367	730	115,500	116,230	H17.12月掲載分
5	H18.2.1	28,875	0.05	31	490	1,220	144,375	145,595	H18.1月掲載分
6	H18.3.1	28,875	0.05	28	553	1,773	173,250	175,023	H18.2月掲載分
7	H18.4.1	28,875	0.05	31	735	2,508	202,125	204,633	H18.3月掲載分
8	H18.5.1	28,875	0.05	30	830	3,338	231,000	234,338	H18.4月掲載分
9	H18.6.1	28,875	0.05	31	980	4,318	259,875	264,193	H18.5月掲載分
10	H18.7.1	28,875	0.05	30	1,067	5,385	288,750	294,135	H18.6月掲載分
11	H18.8.1	28,875	0.05	31	1,226	6,611	317,625	324,236	H18.7月掲載分
12	H18.9.1	28,875	0.05	31	1,348	7,959	346,500	354,459	H18.8月掲載分
13	H18.10.1	57,750	0.05	30	1,423	9,382	404,250	413,632	H18、H17の9月掲載分
14	H18.11.1	57,750	0.05	31	1,716	11,098	462,000	473,098	H18、H17の10月掲載分
15	H18.12.1	57,750	0.05	30	1,898	12,996	519,750	532,746	H18、H17の11月掲載分
16	H19.1.1	57,750	0.05	31	2,207	15,203	577,500	592,703	H18、H17の12月掲載分
17	H19.2.1	57,750	0.05	31	2,452	17,655	635,250	652,905	H19、H18の1月掲載分
18	H19.3.1	57,750	0.05	28	2,436	20,091	693,000	713,091	H19、H18の2月掲載分
19	H19.4.1	57,750	0.05	31	2,942	23,033	750,750	773,783	H19、H18の3月掲載分
20	H19.5.1	57,750	0.05	30	3,085	26,118	808,500	834,618	H19、H18の4月掲載分
21	H19.6.1	57,750	0.05	31	3,433	29,551	866,250	895,801	H19、H18の5月掲載分
22	H19.7.1	57,750	0.05	30	3,559	33,110	924,000	957,110	H19、H18の6月掲載分
23	H19.8.1	57,750	0.05	31	3,923	37,033	981,750	1,018,783	H19、H18の7月掲載分
24	H19.9.1	57,750	0.05	31	4,169	41,202	1,039,500	1,080,702	H19、H18の8月掲載分
25	H19.10.1	86,625	0.05	30	4,271	45,473	1,126,125	1,171,598	H19~H17の9月掲載分
26	H19.11.1	86,625	0.05	31	4,782	50,255	1,212,750	1,263,005	H19~H17の10月掲載分
27	H19.12.1	86,625	0.05	30	4,983	55,238	1,299,375	1,354,613	H19~H17の11月掲載分
28	H20.1.1	86,625	0.05	31	5,517	60,755	1,386,000	1,446,755	H19~H17の12月掲載分
29	H20.2.1	86,625	0.05	31	5,869	66,624	1,472,625	1,539,249	H20~H18の1月掲載分
30	H20.3.1	86,625	0.05	29	5,834	72,458	1,559,250	1,631,708	H20~H18の2月掲載分
31	H20.4.1	86,625	0.05	31	6,603	79,061	1,645,875	1,724,936	H20~H18の3月掲載分
32	H20.5.1	86,625	0.05	30	6,745	85,806	1,732,500	1,818,306	H20~H18の4月掲載分
33	H20.6.1	86,625	0.05	31	7,337	93,143	1,819,125	1,912,268	H20~H18の5月掲載分
34	H20.7.1	86,625	0.05	30	7,455	100,598	1,905,750	2,006,348	H20~H18の6月掲載分
35	H20.8.1	86,625	0.05	31	8,070	108,668	1,992,375	2,101,043	H20~H18の7月掲載分
36	H20.9.1	86,625	0.05	31	8,437	117,105	2,079,000	2,196,105	H20~H18の8月掲載分
37	H20.10.1	115,500	0.05	30	8,520	125,625	2,194,500	2,320,125	H20~H17の9月掲載分
38	H20.11.1	115,500	0.05	31	9,293	134,918	2,310,000	2,444,918	H20~H17の10月掲載分
39	H20.12.1	115,500	0.05	30	9,467	144,385	2,425,500	2,569,885	H20~H17の11月掲載分



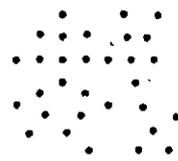
40	H21. 1. 1	115,500	0.05	31	10,272	154,657	2,541,000	2,695,657	H20~H17の12月掲載分
41	H21. 2. 1	115,500	0.05	31	10,790	165,447	2,656,500	2,821,947	H21~H18の1月掲載分
42	H21. 3. 1	115,500	0.05	28	10,189	175,636	2,772,000	2,947,636	H21~H18の2月掲載分
43	H21. 4. 1	115,500	0.05	31	11,771	187,407	2,887,500	3,074,907	H21~H18の3月掲載分
44	H21. 5. 1	115,500	0.05	30	11,866	199,273	3,003,000	3,202,273	H21~H18の4月掲載分
45	H21. 6. 1	115,500	0.05	31	12,752	212,025	3,118,500	3,330,525	H21~H18の5月掲載分
46	H21. 7. 1	115,500	0.05	30	12,815	224,840	3,234,000	3,458,840	H21~H18の6月掲載分
47	H21. 8. 1	115,500	0.05	31	13,733	238,573	3,349,500	3,588,073	H21~H18の7月掲載分
48	H21. 9. 1	115,500	0.05	31	14,223	252,796	3,465,000	3,717,796	H21~H18の8月掲載分
49	H21. 10. 1	144,375	0.05	30	14,239	267,035	3,609,375	3,876,410	H21~H17の9月掲載分
50	H21. 11. 1	144,375	0.05	31	15,327	282,362	3,753,750	4,036,112	H21~H17の10月掲載分
51	H21. 12. 1	144,375	0.05	30	15,426	297,788	3,898,125	4,195,913	H21~H17の11月掲載分
52	H22. 1. 1	144,375	0.05	31	16,553	314,341	4,042,500	4,356,841	H21~H17の12月掲載分
53	H22. 2. 1	144,375	0.05	31	17,166	331,507	4,186,875	4,518,382	H22~H18の1月掲載分
54	H22. 3. 1	144,375	0.05	28	16,059	347,566	4,331,250	4,678,816	H22~H18の2月掲載分
55	H22. 4. 1	144,375	0.05	31	18,392	365,958	4,475,625	4,841,583	H22~H18の3月掲載分
56	H22. 5. 1	144,375	0.05	30	18,392	384,350	4,620,000	5,004,350	H22~H18の4月掲載分
57	H22. 6. 1	144,375	0.05	31	19,619	403,969	4,764,375	5,168,344	H22~H18の5月掲載分
58	H22. 7. 1	144,375	0.05	30	19,579	423,548	4,908,750	5,332,298	H22~H18の6月掲載分
59	H22. 8. 1	144,375	0.05	31	20,845	444,393	5,053,125	5,497,518	H22~H18の7月掲載分
60	H22. 9. 1	144,375	0.05	31	21,458	465,851	5,197,500	5,663,351	H22~H18の8月掲載分
61	H22. 10. 1	173,250	0.05	30	21,359	487,210	5,370,750	5,857,960	H22~H17の9月掲載分
62	H22. 11. 1	173,250	0.05	31	22,807	510,017	5,544,000	6,054,017	H22~H17の10月掲載分
63	H22. 12. 1	173,250	0.05	30	22,783	532,800	5,717,250	6,250,050	H22~H17の11月掲載分
64	H23. 1. 1	173,250	0.05	31	24,278	557,078	5,890,500	6,447,578	H22~H17の12月掲載分
65	H23. 2. 1	173,250	0.05	31	25,014	582,092	6,063,750	6,645,842	H23~H18の1月掲載分
66	H23. 3. 1	173,250	0.05	28	23,258	605,350	6,237,000	6,842,350	H23~H18の2月掲載分
67	H23. 4. 1	173,250	0.05	31	26,485	631,835	6,410,250	7,042,085	H23~H18の3月掲載分
68	H23. 5. 1	173,250	0.05	30	26,343	658,178	6,583,500	7,241,678	H23~H18の4月掲載分
69	H23. 6. 1	173,250	0.05	31	27,957	686,135	6,756,750	7,442,885	H23~H18の5月掲載分
70	H23. 7. 1	173,250	0.05	30	27,767	713,902	6,930,000	7,643,902	H23~H18の6月掲載分
71	H23. 8. 1	173,250	0.05	31	29,428	743,330	7,103,250	7,846,580	H23~H18の7月掲載分
72	H23. 9. 1	173,250	0.05	31	30,164	773,494	7,276,500	8,049,994	H23~H18の8月掲載分
73	H23. 10. 1	202,125	0.05	30	29,903	803,397	7,478,625	8,282,022	H23~H17の9月掲載分
74	H23. 11. 1	202,125	0.05	31	31,758	835,155	7,680,750	8,515,905	H23~H17の10月掲載分
75	H23. 12. 1	202,125	0.05	30	31,564	866,719	7,882,875	8,749,594	H23~H17の11月掲載分
76	H24. 1. 1	202,125	0.05	31	33,472	900,191	8,085,000	8,985,191	H23~H17の12月掲載分
77	H24. 2. 1	202,125	0.05	31	34,239	934,430	8,287,125	9,221,555	H24~H18の1月掲載分
78	H24. 3. 1	202,125	0.05	29	32,831	967,261	8,489,250	9,456,511	H24~H18の2月掲載分
79	H24. 4. 1	202,125	0.05	31	35,951	1,003,212	8,691,375	9,694,587	H24~H18の3月掲載分
80	H24. 5. 1	202,125	0.05	30	35,620	1,038,832	8,893,500	9,932,332	H24~H18の4月掲載分
81	H24. 6. 1	202,125	0.05	31	37,663	1,076,495	9,095,625	10,172,120	H24~H18の5月掲載分
82	H24. 7. 1	202,125	0.05	30	37,277	1,113,772	9,297,750	10,411,522	H24~H18の6月掲載分
83	H24. 8. 1	202,125	0.05	31	39,375	1,153,147	9,499,875	10,653,022	H24~H18の7月掲載分
84	H24. 9. 1	202,125	0.05	31	40,231	1,193,378	9,702,000	10,895,378	H24~H18の8月掲載分
85	H24. 10. 1	231,000	0.05	30	39,762	1,233,140	9,933,000	11,166,140	H24~H17の9月掲載分
86	H24. 11. 1	231,000	0.05	31	42,065	1,275,205	10,164,000	11,439,205	H24~H17の10月掲載分
87	H24. 12. 1	231,000	0.05	30	41,655	1,316,860	10,395,000	11,711,860	H24~H17の11月掲載分
88	H25. 1. 1	231,000	0.05	31	44,026	1,360,886	10,626,000	11,986,886	H24~H17の12月掲載分
89	H25. 2. 1	231,000	0.05	31	45,124	1,406,010	10,857,000	12,263,010	H25~H18の1月掲載分
90	H25. 3. 1	231,000	0.05	28	41,643	1,447,653	11,088,000	12,535,653	H25~H18の2月掲載分



91	H25.4.1	231,000	0.05	31	47,086	1,494,739	11,319,000	12,813,739	H25~H18の3月掲載分
92	H25.5.1	231,000	0.05	30	46,516	1,541,255	11,550,000	13,091,255	H25~H18の4月掲載分
93	H25.6.1	231,000	0.05	31	49,047	1,590,302	11,781,000	13,371,302	H25~H18の5月掲載分
94	H25.7.1	231,000	0.05	30	48,415	1,638,717	12,012,000	13,650,717	H25~H18の6月掲載分
95	H25.8.1	231,000	0.05	31	51,009	1,689,726	12,243,000	13,932,726	H25~H18の7月掲載分
96	H25.9.1	231,000	0.05	31	51,990	1,741,716	12,474,000	14,215,716	H25~H18の8月掲載分
97	H25.10.1	259,875	0.05	30	51,263	1,792,979	12,733,875	14,526,854	H25~H17の9月掲載分
98	H25.11.1	259,875	0.05	31	54,075	1,847,054	12,993,750	14,840,804	H25~H17の10月掲載分
99	H25.12.1	259,875	0.05	30	53,398	1,900,452	13,253,625	15,154,077	H25~H17の11月掲載分
100	H26.1.1	259,875	0.05	31	56,282	1,956,734	13,513,500	15,470,234	H25~H17の12月掲載分
101	H26.2.1	259,875	0.05	31	57,386	2,014,120	13,773,375	15,787,495	H26~H18の1月掲載分
102	H26.3.1	259,875	0.05	28	52,829	2,066,949	14,033,250	16,100,199	H26~H18の2月掲載分
103	H26.4.1	259,875	0.05	31	59,593	2,126,542	14,293,125	16,419,667	H26~H18の3月掲載分
104	H26.5.1	267,300	0.05	30	58,738	2,185,280	14,560,425	16,745,705	H26~H18の4月掲載分
105	H26.6.1	267,300	0.05	31	61,831	2,247,111	14,827,725	17,074,836	H26~H18の5月掲載分
106	H26.7.1	267,300	0.05	30	60,935	2,308,046	15,095,025	17,403,071	H26~H18の6月掲載分
107	H26.8.1	267,300	0.05	31	64,102	2,372,148	15,362,325	17,734,473	H26~H18の7月掲載分
108	H26.9.1	267,300	0.05	31	65,237	2,437,385	15,629,625	18,067,010	H26~H18の8月掲載分
109	H26.10.1	297,000	0.05	30	64,231	2,501,616	15,926,625	18,428,241	H26~H17の9月掲載分
110	H26.11.1	297,000	0.05	31	67,633	2,569,249	16,223,625	18,792,874	H26~H17の10月掲載分
111	H26.12.1	297,000	0.05	30	66,672	2,635,921	16,520,625	19,156,546	H26~H17の11月掲載分
112	H27.1.1	297,000	0.05	31	70,156	2,706,077	16,817,625	19,523,702	H26~H17の12月掲載分
113	H27.2.1	297,000	0.05	31	71,417	2,777,494	17,114,625	19,892,119	H27~H18の1月掲載分
114	H27.3.1	297,000	0.05	28	65,645	2,843,139	17,411,625	20,254,764	H27~H18の2月掲載分
115	H27.4.1	297,000	0.05	31	73,939	2,917,078	17,708,625	20,625,703	H27~H18の3月掲載分
116	H27.5.1	297,000	0.05	30	72,775	2,989,853	18,005,625	20,995,478	H27~H18の4月掲載分
117	H27.6.1	297,000	0.05	31	76,462	3,066,315	18,302,625	21,368,940	H27~H18の5月掲載分
118	H27.7.1	297,000	0.05	30	75,216	3,141,531	18,599,625	21,741,156	H27~H18の6月掲載分
119	H27.8.1	297,000	0.05	31	78,984	3,220,515	18,896,625	22,117,140	H27~H18の7月掲載分
120	H27.9.1	297,000	0.05	31	80,245	3,300,760	19,193,625	22,494,385	H27~H18の8月掲載分
121	H27.10.1	326,700	0.05	30	78,877	3,379,637	19,520,325	22,899,962	H27~H17の9月掲載分
122	H27.11.1	326,700	0.05	31	82,894	3,462,531	19,847,025	23,309,556	H27~H17の10月掲載分
123	H27.12.1	326,700	0.05	30	81,563	3,544,094	20,173,725	23,717,819	H27~H17の11月掲載分
124	H28.1.1	326,700	0.05	31	85,661	3,629,755	20,500,425	24,130,180	H27~H17の12月掲載分
125	H28.2.1	326,700	0.05	31	86,818	3,716,573	20,827,125	24,543,698	H28~H18の1月掲載分
126	H28.3.1	326,700	0.05	29	82,511	3,799,084	21,153,825	24,952,909	H28~H18の2月掲載分
127	H28.4.1	326,700	0.05	31	89,585	3,888,669	21,480,525	25,369,194	H28~H18の3月掲載分
128	H28.5.1	326,700	0.05	30	88,034	3,976,703	21,807,225	25,783,928	H28~H18の4月掲載分
129	H28.6.1	326,700	0.05	31	92,353	4,069,056	22,133,925	26,202,981	H28~H18の5月掲載分
130	H28.7.1	326,700	0.05	30	90,712	4,159,768	22,460,625	26,620,393	H28~H18の6月掲載分
131	H28.8.1	326,700	0.05	31	95,120	4,254,888	22,787,325	27,042,213	H28~H18の7月掲載分
132	H28.9.1	326,700	0.05	31	96,503	4,351,391	23,114,025	27,465,416	H28~H18の8月掲載分
133	H28.10.1	356,400	0.05	30	94,729	4,446,120	23,470,425	27,916,545	H28~H17の9月掲載分
134	H28.11.1	356,400	0.05	31	99,396	4,545,516	23,826,825	28,372,341	H28~H17の10月掲載分
135	H28.12.1	356,400	0.05	30	97,650	4,643,166	24,183,225	28,826,391	H28~H17の11月掲載分
136	H29.1.1	356,400	0.05	31	102,424	4,745,590	24,539,625	29,285,215	H28~H17の12月掲載分
137	H29.2.1	356,400	0.05	31	104,209	4,849,799	24,896,025	29,745,824	H29~H18の1月掲載分
138	H29.3.1	356,400	0.05	28	95,491	4,945,290	25,252,425	30,197,715	H29~H18の2月掲載分
139	H29.4.1	356,400	0.05	31	107,236	5,052,526	25,608,825	30,661,351	H29~H18の3月掲載分
140	H29.5.1	356,400	0.05	30	105,241	5,157,767	25,965,225	31,122,992	H29~H18の4月掲載分
141	H29.6.1	356,400	0.05	31	110,263	5,268,030	26,321,625	31,589,655	H29~H18の5月掲載分



142	H29. 7. 1	356,400	0.05	30	108,171	5,376,201	26,678,025	32,054,226	H29～H18の6月掲載分
143	H29. 8. 1	356,400	0.05	31	113,290	5,489,491	27,034,425	32,523,916	H29～H18の7月掲載分
144	H29. 9. 1	356,400	0.05	31	114,803	5,604,294	27,390,825	32,995,119	H29～H18の8月掲載分
145	H29. 10. 1	386,100	0.05	30	112,565	5,716,859	27,776,925	33,493,784	H29～H17の9月掲載分
146	H29. 11. 1	386,100	0.05	31	117,956	5,834,815	28,163,025	33,997,840	H29～H17の10月掲載分
147	H29. 12. 1	386,100	0.05	30	115,738	5,950,553	28,549,125	34,499,678	H29～H17の11月掲載分
148	H30. 1. 1	386,100	0.05	31	121,236	6,071,789	28,935,225	35,007,014	H29～H17の12月掲載分
149	H30. 2. 1	386,100	0.05	31	122,875	6,194,664	29,321,325	35,515,989	H30～H18の1月掲載分
150	H30. 3. 1	386,100	0.05	28	112,465	6,307,129	29,707,425	36,014,554	H30～H18の2月掲載分
151	H30. 4. 1	386,100	0.05	31	126,154	6,433,283	30,093,525	36,526,808	H30～H18の3月掲載分
152	H30. 5. 1	383,400	0.05	30	123,672	6,556,955	30,476,925	37,033,880	H30～H18の4月掲載分
153	H30. 6. 1	399,600	0.05	31	129,422	6,686,377	30,876,525	37,562,902	H30～H18の5月掲載分
154	H30. 7. 1	378,000	0.05	30	126,889	6,813,266	31,254,525	38,067,791	H30～H18の6月掲載分
155	H30. 8. 1	375,300	0.05	31	132,724	6,945,990	31,629,825	38,575,815	H30～H18の7月掲載分
156	H30. 9. 1	378,000	0.05	31	134,318	7,080,308	32,007,825	39,088,133	H30～H18の8月掲載分
157	H30. 10. 1	394,200	0.05	30	131,539	7,211,847	32,402,025	39,613,872	H30～H17の9月掲載分
158	H30. 11. 1	418,500	0.05	31	137,597	7,349,444	32,820,525	40,169,969	H30～H17の10月掲載分
159	H30. 12. 1	423,900	0.05	30	134,878	7,484,322	33,244,425	40,728,747	H30～H17の11月掲載分
160	H31. 1. 1	415,800	0.05	31	141,174	7,625,496	33,660,225	41,285,721	H30～H17の12月掲載分
161	H31. 2. 1	442,800	0.05	31	142,940	7,768,436	34,103,025	41,871,461	H31～H18の1月掲載分
162	H31. 3. 1	413,100	0.05	28	130,806	7,899,242	34,516,125	42,415,367	H31～H18の2月掲載分
163	H31. 4. 1	423,900	0.05	31	146,575	8,045,817	34,940,025	42,985,842	H31～H18の3月掲載分
164	H31. 4. 17	388,800	0.05	16	76,580	8,122,397	35,328,825	43,451,222	H31～H18の4月掲載分
165	H31. 4. 17	7,065,765	0.05	0	0	8,122,397	42,394,590	50,516,987	弁護士費用相当損害金



別紙 3

損害金計算表

掲載年度／掲載月	損害金額	遅延損害金起算日
平成17年度	748,125	平成18年4月1日
平成18年度	1,089,375	平成19年4月1日
平成19年度	1,260,000	平成20年4月1日
平成20年度	1,338,750	平成21年4月1日
平成21年度	1,470,000	平成22年4月1日
平成22年度	1,653,750	平成23年4月1日
平成23年度	1,719,375	平成24年4月1日
平成24年度	1,811,250	平成25年4月1日
平成25年度	1,890,000	平成26年4月1日
平成26年度	2,133,000	平成27年4月1日
平成27年度	2,430,000	平成28年4月1日
平成28年度	3,056,400	平成29年4月1日
平成29年度	3,402,000	平成30年4月1日
平成30年4月	27,000	平成30年5月1日
平成30年5月	43,200	平成30年6月1日
平成30年6月	21,600	平成30年7月1日
平成30年7月	18,900	平成30年8月1日
平成30年8月	21,600	平成30年9月1日
平成30年9月	8,100	平成30年10月1日
平成30年10月	32,400	平成30年11月1日
平成30年11月	37,800	平成30年12月1日
平成30年12月	29,700	平成31年1月1日
平成31年1月	56,700	平成31年2月1日
平成31年2月	27,000	平成31年3月1日
平成31年3月	3,439,800	平成31年4月1日
平成31年4月	5,400	平成31年4月17日
合計	27,771,225	



これは正本である。

令和5年6月8日

知的財産高等裁判所第1部

裁判所書記官 木田綾子

